

## 仕様書

### 1 業務名称

「インターンシップ導入支援事業」実施業務委託

### 2 業務の目的

学生に就職先として県内企業を意識してもらうため、低年次から参加できるインターンシップの導入に向けた県内企業の取組を支援する。

### 3 業務委託の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) インターンシップ導入支援セミナーの開催（1回）

実施時期：6、7月（予定）

対 象：県内企業の採用担当者等（100社程度）

形 態：オンライン

内 容：昨今の採用動向

インターンシップの重要性や導入方法

県内企業の事例紹介 など

委託事項：

- ① 県と協議のうえ選定した講師（複数人も可）に対し、登壇依頼、配布資料・スライドの受渡しなどのセミナー開催に必要な調整を行い、謝金等を支払うこと。
- ② 事業案内チラシを作成し、県内企業へ案内して参加者を募ること。その他、web広告等有効と考えられる手段を用いて広報を行うこと。
- ③ 参加者のとりまとめ、連絡・調整等を行うこと。
- ④ セミナー当日の運営（司会進行、web配信など）に必要な一切の業務を行うこと。
- ⑤ セミナーが円滑に実施できるよう、講師及び県と連絡・調整を行うこと。
- ⑥ 県内企業の事例紹介等、委託業務実施に当たっては、富山県インターンシップ推進センターと協力すること。

その他、上記に付随する業務を行うこと。

#### (2) 伴走型支援

対 象：インターンシップ実施を希望する県内企業（5社程度）

内 容：個別ヒアリング

インターンシッププログラムの提案

「就活ラインとやま」でのインターンシップ掲載補助及び参加者募集  
(富山県インターンシップ推進センターと連携すること。)

インターンシップ実施の補助及びフィードバック など

委託事項：

- ① 伴走型支援を希望する企業を県と協議のうえ選定すること。
  - ② ①で選定した各企業に対して、上記の伴走型支援を実施すること。
- ※支援内容及び回数、スケジュール等については提案による。  
その他、上記に付随する業務を行うこと。

## 5 その他

- (1) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる必要な業務を実施すること。
- (2) 仕様書の内容については、契約後、委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、富山県が保有するものとする。
- (4) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、富山県と協議すること。
- (5) 特許権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 業務が完了するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (7) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、富山県と受託者が必要に応じて協議するものとする。